

令和6年6月12日 開催

# 常任委員会会議録

箕輪町議会

## 総務産業常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和6年 6月12日
2. 会議を行った場所 箕輪町役場 301委員会室
3. 委員会審査順

審査順序	課 等 名	ページ
1	総 務 課	2～5
2	住民税務課	5～7
3	みどりの戦略課	7～9
4	商工観光課	9～13
5	建 設 課	13～14
6	水 道 課	15～20
7	会 計 課	20～21
8	議会事務局・監査委員事務局	21

## 議事のでんまつ

午前10時15分 開会

### 【①総務課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、ただいまの出席議員は7名でございます。ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。本日の会議を開きます。オンライン審査会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に7番 中澤議員、10番 金澤議員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会審査に先立ちまして、担当課より異動職員の紹介をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○毛利総務課長 それでは、この4月に人事異動がございまして、課長職に変わりはございませんけれども、係長の異動がございましたので、異動のあった係長の自己紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○那須総務係長 総務係長の那須と申します。よろしくお願いいたします。

○市川危機管理係長 私、課長ではありませんけれども、係名が変わっております、昨年度までは防災セーフコミュニティ推進係という長い名称でございましたが、セーフコミュニティの関係は新たな事業ということで、くらしの安全安心課のほうに移っております、危機管理業務を担当させていただくことになりました。危機管理係長の市川です。よろしくお願いいたします。

○小野危機管理課長 危機管理係の担当係長を仰せつかりました小野と申します。よろしくお願いいたします。

○竹腰ゼロカーボン推進係長 総務課ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係長の竹腰幸太と申します。一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○毛利総務課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、最初に総務課に係る付議事件の委員会審査を行います。議案第3号 箕輪町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。説明を求めます。毛利課長

○毛利総務課長 議案第3号 箕輪町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例改正でございます。これに関しまして、担当の危機管理係長が説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 市川係長

○市川危機管理係長 議案第3号 箕輪町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。提案理由でございますけれども、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が今年4月1日に施行されたことに伴いまして、同日に施行された非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額について、最近における社会経済情勢に鑑み改正が

行われたため、町の条例の一部を改正するものであります。

議案書の3ページ、新旧対照表をご覧ください。第5条第2項第2号ですが、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額が下線の部分でございます。こちらが政令で8,900円から9,100円に引き上げられたことによりまして、同額に改正させていただくものであります。また、第5条に係る別表、下のほうにございますけれども、こちらにつきましても政令の補償基礎額の引上げに合わせ、それぞれ同額に改正させていただくものであります。

議案書の2ページにお戻りいただきたいと思っております。こちらには附則がございますが、この条例を公布の日から施行し、政令に合わせ令和6年4月1日から適用するものであります。また、経過措置といたしまして、改正条例の適用日前に支給すべき事由が生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に関わる傷病補償年金等については従前の例によることとしております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 議案第3号についての説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で質疑を打ち切ります。

議案第3号について討論を行います。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論はなしと認めます。

議案第3号について採決を行います。箕輪町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決定しましたので、本会議でその旨を報告いたします。

続いて、議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)についての説明を求めます。毛利課長

○毛利総務課長 議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)でございます。

このうち総務課に関係する部分につきまして、予算書のページを追いながらそれぞれ担当係長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 那須係長

○那須総務係長 では、一般会計補正予算書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして説明いたします。8ページをご覧ください。17款、県支出金の02目、総務費委託金の一番下の20経済センサス委託金でございます。こちら令和8年度に予定されております経済センサスの調査につきまして、その準備ということで令和6年4月10日付で経済センサス調査区の管理に係る交付金についての通知、連絡がございました。その交付金額2万46円につきまして歳入を、予算要求をさせていただくものでございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長

○清水人事係長 では、10ページをお願いいたします。23の諸収入になります。01の雑入でございます。雇用保険の公務負担分ということで、会計年度任用職員に係る雇用保険公務負担分として3万3,000円の収入を見込んでおります。

続きまして、歳出になります。12ページをご覧ください。05番の総務費でございます。0201の一般会費でございます。こちら、職員手当等、人件費の補正になります。人件費の補正につきましては、後ほど給与費明細書のほうで一括でご説明をさせていただきたいと思っております。

○13番 岡田総務産業常任委員長 那須係長

○那須総務係長 続きまして、0209集会施設建設事業費の補助金でございます。集会施設改修事業補助金の増になりますが、当初、松島コミュニティセンターと木下公民館のLED照明につきましての改修につきましては5年リースで予定されておりましたけれども、工事費、一括支払いということに変更となったために事業費の増額と補助率3分の1から2分の1に変更になりますので、そちらの補助金の増ということで要求するものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。02款、総務費の0289経済センサス費でございます。先ほど歳入要求のほうでも説明させていただきました、経済センサスの調査区の管理経費の市町村交付基準に基づきまして調査員の報酬、消耗品費、県とのやり取りに係る郵券料などの通信運搬費につきましてそれぞれ補正要求させていただくものでございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 清水係長

○清水人事係長 では、30ページをお願いいたします。給与費明細書の一般職の分になります。こちらにつきましては当初予算で見込んでおりました人員配置から、4月1日付の人事異動がございましたので、その配置の相違に伴いまして補正を行うものとなっております。

(1)の総括でございます。一番下の比較の欄をご覧ください。上段になりますが、職員数としてはマイナス1となっております。お給料のほうマイナス311万円、職員手当がマイナス1,696万2,000円で共済費マイナス138万9,000円、合計としまして2,145万1,000円の減となっております。下段になりますが、会計年度任用職員でございます。こちらにつきましては4名の増、それに伴いまして報酬が460万5,000円、職員手当が84万8,000円、共済費62万円、合計としまして607万3,000円の増でございます。給与費の職員給与費マイナス311万円の内訳でございますけれども、(2)番の増減額の明細の欄をご覧ください。こちら内訳としましては、昇給に伴う増加分としまして301万2,000円でございます。こちら課長、課長補佐、係長に昇任した職員の分でございます。その他増減分としましては、地域移行による減ということでマイナス143万4,000円でございます。また、最初の(聴取不能)ということでマイナス268万8,000円でございます。続いて、職員手当の内訳でございます。こちらにつきましては、課長昇任等による管理職手当等の増ということで111万6,400円、また人事異動に伴う減ということでマイナス168万8,000円で退職による減でマ

イナス45万7,000円の減、大きなものとしましては退職手当負担金の引下げ率の変更によりまして減となる金額が1,597万1,000円となっております。こちらの退職手当の負担金でございますけれども、一律に一般職の職員が今まで1,000分の170であったものが1,000分の140に引き下げられたことによるものでございます。説明は以上となります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 第13号の一般会計補正予算（第2号）について、総務課に係る部分の説明が終わりました。

質疑に移ります。質疑はありますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑はありませんので、質疑を打ち切ります。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第13号について、総務課に係る部分について原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨報告をいたします。

議案は以上ですか。

○毛利総務課長 以上です。ありがとうございました。

【総務課 終了】

### 【③住民税務課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、休憩に引き続き委員会を再開したいと思います。

住民税務課に係る部分についてを議題といたします。

最初に、人事異動も含めて所管替えがありましたので、自己紹介も含めてお願いしたいと思います。林課長

○林住民税務課長 4月の組織改正がありまして、住民税務課、今までの税務課と住民環境課の住民係が一緒になりまして住民税務課になりました。4月から課長を務めております林と申します。よろしくお願いいたします。

○平出住民税係長 住民税係長の平出です。よろしくお願いいたします。

○永井資産税係長 引き続き資産税係長を務めます永井といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中島収納係長 同じく住民税務課、収納係長の中島と申します。よろしくお願いいたします。

○正木住民係長 住民係長の正木といいます。今年からこちらにお世話になりますのでよろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。よろしく願いします。

それでは、住民税務課に係る付議事件の委員会審査を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）について説明を求めます。林課長

○林住民税務課長 それでは、議案第13号、一般会計補正予算（第2号）の住民税務課に係る分、一般14ページになりますけれどもお願いいたします。人件費につきましては総務課で一括補正しておりますので、よろしくお願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平出係長

○平出住民税係長 14ページ、18節負担金及び交付金でございますが、23万円の増、こちら地方税電子化協議会負担金の増となります。増額の理由としましては、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる地方税共通納税システムにつきまして、既存の個人住民税特徴分と法人住民税に令和5年4月から新たに固定資産税と軽自動車税が追加されたことと、スマートフォン決済アプリを利用した電子決済が追加されたことにより、前年度実績、今回の場合ですと令和5年の4月から令和6年の3月までの実績から算出される負担金増額分の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 以上で説明が終わりました。

質疑に移ります。質疑はありますでしょうか。よろしいですか。中野委員

○12番 中野委員 今の負担金なんですけど、この電子決済というか、電子納税をする人は町の中の何%ぐらいになっているんでしょうか。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平出係長

○平出住民税係長 全体の数というのはちょっと把握してはなくてちやいけませんが、件数と金額につきましては、令和4年中につきましては年間で1,802件ございまして9,517円の負担金でございました。こちらが固定資産税と軽自動車税が追加されたことと、あとスマホ決済のほうを追加されたことで、令和4年までは個人住民税の特徴と個人住民税の分というのは事業所のほうでまとめてお支払いする関係もありまして、割引等ありまして金額も少なかったんですが、固定資産税や軽自動車税につきましては、個人個人で1件1件納めることが多くありまして、年間で8,509件、24万5,516円でございましたのでその差額になります。以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、ないようなので質疑を打ち切ります。

討論に移ります。討論ありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）のうち、住民税務課に係る部分について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議なしと認め、可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。

【住民税務課 終了】

【④みどりの戦略課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、会議を再開します。

みどりの戦略課に係る付議事件の委員会審査を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）のうち、みどりの戦略課に係る部分についての説明を求めます。山口課長

○山口みどりの戦略課長 それでは、みどりの戦略課です。よろしくお願いたします。

議案13号 令和5年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）をお願いいたします。補正は1件でございますので、担当係長より説明をさせます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長

○潮田農業振興係長 それでは、説明させていただきます。資料8ページをご覧ください。歳入になります。17款の県支出金でございます。農林水産業費県補助金としまして、経営体育成支援事業の補助金でございます。金額が648万6,000円でございます。こちらですが、国庫補助の機械導入に対する補助金となっております、木下一の宮の株式会社与古美さんの高所作業車10台分の補助金となっております。総事業費が1,427万円に対しまして採択率が45.45%の採択ということで、この金額ということとなっております。

続きまして、歳出のほうをお願いします。資料20ページになります。6款の農林水産業費、610の農業振興費でございます。18の02補助金ということで経営体育成支援事業補助金ということで、先ほどの歳入と同額であります648万6,000円ということで計上してございます。内容は一緒でございます。以上になります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますでしょうか。金澤委員、どうぞ。マイクをお願いします。

○10番 金澤委員 高所作業車10台ということは果樹か何かに使うやつ、果樹栽培。

○13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長

○潮田農業振興係長 果樹農家でありまして、リンゴ、それから梨農家ですね。

○10番 金澤委員 どのくらいの高さの高所作業車、パンタグラフ。

- 潮田農業振興係長 すみません、ちょっと。
- 10番 金澤委員 パンタグラフの高所作業車だと、上に人が乗れるようになっているやつ。
- 潮田農業振興係長 最大高は、そうですね、3.5メートルですね、最大高。
- 10番 金澤委員 走行式のやつということだね。
- 潮田農業振興係長 走行式ですね。
- 13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。ほか。寺平委員
- 14番 寺平委員 すみません、基礎的なことをちょっとお尋ねしたいんですけども、この今の補助金のこの内容というのはどういう内容になりますでしょうか、仕組みとか。
- 13番 岡田総務産業常任委員長 潮田係長
- 潮田農業振興係長 この補助金でございますが、国庫補助、もともと国庫補助になりますが、融資型の補助となっております、今回でいきますと、本来ですと2分の1の補助で2分の1が融資という国庫補助となっております。こちらは、県のほうに申請をしたんですけども、その中でポイント制で採択が決まりまして採択されたんですけども、上限額が2分の1が上限となっていて、採択されたのが45%という形になります。今回は国の令和5年度補正予算で組まれた補助金となっております、通常は10分の3補助なんですけど、補正ということで2分の1ということによってちょっと補助率が上がっているというような補助金となります。
- 13番 岡田総務産業常任委員長 寺平委員
- 14番 寺平委員 素朴な疑問なんですけど、これは国庫補助なので、国から直接補助すればいいんじゃないかと思うんですけど、町を通す仕組みってどういう仕組みになっていたんですか、これは。町が絡む何か理由がありますか。
- 13番 岡田総務産業常任委員長 潮田農政振興係長
- 潮田農業振興係長 こちらは国庫補助、もともと国庫補助なんですけど、県のほうで取りまとめて、町は県のほうに申請を上げて、県から交付決定が出ますので、こういった県支出金ということで計上させていただいています。
- 14番 寺平委員 (聴取不能)の形で。
- 潮田農業振興係長 そうです。
- 14番 寺平委員 分かりました。
- 13番 岡田総務産業常任委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
- ちなみにすみません、お聞きしたいんですけども、与古美さんのところ、一の宮で、今は1台も入ってなくて全部新しく入れるということなのかということが1点と、あそこ、一の宮でどれぐらいの面積でしたっけ。
- 潮田農業振興係長 高所作業車は多分まだあると思いますけれども、ちょっと面積が増えてきたので増やしたいということです。すみません、ちょっと数は把握していないんで

すが、面積は大体今一の宮のところまで3町歩ぐらいあります。ほかにもあと伊那とか、あと南箕輪にもありまして、全部で9haになります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。ほかよろしいですか。どうぞ、南委員。

○3番 南委員 その与古美さんのやっぱり販売、需要が増えているという感じですかね、収益が上がっている状況なのか、落ちていって底入れをするみたいなのか。ふるさと納税に使われているんですよね。そんないっぱい供給量が上がっている感じなんですか。

○潮田農業振興係長 一番はふるさと納税のあいかの香り等も出荷が出ていますし、またほかの品種も増やしてしまして、経営面積を拡大しているということが一番の要因だと思います。それに対してちょっと作業効率を上げるために、ここで10台追加してというような形になります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかにいかがでしょうか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ないようですので質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)のうち、みどりの戦略課に係る部分について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議なしと認め、可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨を報告いたします。

【みどりの戦略課 終了】

#### 【⑤商工観光課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。お願いします。

商工観光課に係る部分について議題といたします。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)のうち、商工観光課に係る部分について、説明を求めます。小野課長

○小野商工観光課長 この4月1日から商工観光課長となりました。よろしくお願いたします。

それでは、6月議会に提案してございます議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算(第2号)について、商工観光課分につきまして各担当の係長からご説明申し上げます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 木村係長

○木村商工係長 それでは、予算書22ページをご覧ください。0701商工振興費でございます。職員手当、すみません、01非常勤職員報酬、03職員手当、会計年度任用職員期末勤勉手当増、共済費の会計年度職員の社会保険料、雇用保険料の増、旅費の費用弁償につきましては会計年度任用職員を1人増員するという形での増額となります。

続きまして、22償還金利子及び割引料でございますが、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の返還金でございます。2020年、令和2年に保証料を支払った借入れの関係で、保証料を町として支払っておりますが、繰上償還を行った関係で保証料が保証協会から返金されてきております。それを国庫に返納するものでございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平澤係長

○平澤観光係長 引き続き22ページ、0710観光費について説明をさせていただきます。01報酬、03非常勤職員報酬、また、04共済費でございます。こちらにつきましては、赤そばの里まつり、もみじ湖紅葉祭り等、観光シーズン中について正規職員が現場に出ることが多いため、不在時の電話や窓口対応など、サービス提供に懸念があることから、9月からの3か月間、会計年度任用職員を雇用するための補正となっております。

続きまして、10需用費、04印刷製本費でございます。こちらは観光パンフレットの制作費減、観光ポスター制作費減ということで75万9,000円の減額となっております。

これと併せまして、続いて23ページの18負担金補助金及び交付金、02補助金のうちの町観光協会補助金増350万円ということでありまして、こちらにつきましては、いずれも現行のパンフレットを増刷するものとして、当初予算では一般会計に計上いたしましたが、新型コロナウイルス感染症が昨年より5類に分類されまして、人の往来ができるようになったこと、またインバウンド需要の増加を踏まえまして、今回現行パンフレット及びポスターの全面リニューアルを行うことにしました。それによりまして一般会計に計上されておりました印刷製本費の該当する部分を減額するとともに、その事業分として観光協会に補助金を増額したものとなっております。全面リニューアルに当たりまして、紙面にて町観光協会の会員事業所のPRや会員が申請する観光商品開発等の支援事業から生まれた商品のPRなどを積極的に掲載していきたいと考えております。滞在時間の延長ですとか、消費促進という観光戦略プランの趣旨を踏まえまして内容を刷新するものとなっております。それによりまして観光協会の会員事業者のPRにつながるようなものを多く掲載させていただきまして、さらに観光協会の参画のインセンティブを付与するという事で、官民一体となった観光の振興を進めていきたいという趣旨によるものでございます。

続いて、12委託料でございます。12委託料の観光地用仮設トイレ設置撤収等業務委託料増17万9,000円というものであります。こちらは観光地に設置します仮設トイレの費用、当初予算に計上されておりますが、新たに赤そばの里にバリアフリートイレを設置することに伴う委託料の増であります。赤そばの里では3年前から電動アシスト付車椅子を希望者に貸し出してございまして大変好評をいただいております。それに伴いまして車椅子等の

利用者の方も多く増えてまいりました。設置要望が多く寄せられるようになったバリアフリートイレを新たに設置しまして、ユニバーサルツーリズムを意識した環境整備を行うものでございます。

続いて、23ページにおめぐりください。14工事請負費でございます。ながたの湯非常放送アンプの更新工事でございます。ながたの湯の放送アンプにつきましては、設置以降経年により一部使えないような状況になっております。火災など緊急放送の際は全館一斉放送ということで問題なく行えるんですが、個別放送ということで各部屋への個別放送ができません。利用者にご不便をおかけしている状態ですので、今回補正により放送アンプの更新をさせていただきたいと考えております。

最後に、18負担金補助金及び交付金でございます。赤そばの里等景観形成活動補助金の増、50万円ということで計上いたしました。こちらにつきましては赤そばの里の景観形成活動に対して補助金を出しておりますが、さらに50万円を増額いたしまして、さきのバリアフリートイレの設置とともに、ユニバーサルツーリズムを意識した赤そばの里の環境整備を進めるための補助金でございます。現在設置されているそばどころでございますあずまやについて改修整備いたしまして、高齢の方や障害をお持ちの方も含む全ての方が安心してご利用いただけるよう、段差等をなくしたような環境整備を行うための補助金となっております。以上、0710観光費についての補正の内容でございます。よろしく願いいたします。

○小野商工観光課長 以上で歳出のほうの説明を終わらせていただきます。

なお、10ページ、22款の諸収入の中に、会計年度任用職員の雇用によります雇用保険料の本人負担分、この中に入っておりますのでご承知おきをお願いしたいと思っております。以上、商工観光課分の補正予算につきましてご審議をよろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑がありますでしょうか。平出委員

○4番 平出委員 観光パンフレット、ポスターの全面リニューアルということで期待しておりますけれども、具体的にそのパンフレット等は業者に委託に出すのか、作業スケジュール的なことを教えてください。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平出係長、すみません、平澤係長

○平澤観光係長 今ご質問の点についてですが、観光協会からの事業ということで実施いたします。まだ業者については決定はしておりません。今後業者を選定いたしまして、また、掲載する内容ですとか、進め方について観光協会の理事会等でご意見をいただきまして、意見を取り入れた状況で進めていきたいと思っております。今年度末の完成を目指していきたいと考えています。

○13番 岡田総務産業常任委員長 平出委員

○4番 平出委員 全面リニューアルですので本当にすばらしいものができるよう、期待しておりますので、よろしく願いします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ほかに関連でもいいです。いかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと関連してお尋ねします。観光協会の補助金については、総事業費も350万円ということで、全額補助するということによろしいですか。平澤係長

○平澤観光係長 そうです。こちらにつきましてはパンフレットのリニューアルに関する事業費と、またポスターをリニューアルすることの事業費が全て含まれておりますが、これを全額ということで考えています。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。

ないようなので、ちょっと2点私質問したいんですけども、1点、赤そばの里の景観形成活動補助金、これは私も担当の、担当というか活動されている方の現場も若干拝見してきたんですけども、いろいろ木材なんかも自分たちで調達されて、製材したりして用意されていたんですけども、段差をなくすというお話がありましたけども、土木工事なんかもあったりするんですか。平澤係長

○平澤観光係長 事業自体は赤そばの会が実施することになりますので、詳細の内容等はまだお知らせはいただいておりませんが、出来方としてその段差、車椅子等でも利用できるようにしていただけるということをもっての補助金となっておりますので、土木工事なのか、スロープをつけるのか、ちょっとそこら辺についてはまたお話を伺いたいと考えています。以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 もう1点、22ページで、商工振興費で会計年度任用職員の1名増ということですけども、先ほど総務課のほうから企業相談員さんを1名増員したいというお話がありました。その人件費というふうに捉えているんですけども、どういう経歴というか、キャリアを持った方かお聞かせいただけますか。木村係長

○木村商工係長 企業相談員の増という形になります。キャリアにつきましては役場職員のOBになります。企業相談員ですのでそういった分野を過去にやっていたという者になります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ちょっと関連でどういった分野を補強するというか、担当されるということで1名増員という形になるのか、お聞かせください。お願いします。

○木村商工係長 主としては工業団地の部分についてをやっていたきたいという話での採用となります。それ以外にも細かいところ、ほかに協力していただけたところはやっていただくようにはなりますが、主としては工業団地を想定しております、南原工業団地、新規の産業団地になります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。

ほかにいかが、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 特にないようですので質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めますので、採決を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）のうち、商工観光課に係る部分について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。以上で議案はよろしいですか。

【商工観光課 終了】

【⑥建設課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

建設課に係る部分について議題といたします。会議に先立ち、人事異動に係る点について紹介をお願いしたいと思います。

○小沢建設課長 お願いします。私も含め建設課課長、係長が変わりましたので3人そろって自己紹介させていただきます。4月より建設課長でお世話になっております小沢聡です。以前は福祉課のほうでお世話になりましたが、今後ともよろしくお願いします。

○柴宮建設管理係長 2年目です。建設管理係長の柴宮賢吾です。よろしくお願いします。

○笠原建設工事係長 4月より建設工事係長を務めております笠原と申します。よろしくお願ひいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。

それでは、建設課に係る部分を議題といたします。

最初に、議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）のうち建設課の部分についての説明を求めます。小沢課長

○小沢建設課長 補正予算書24ページでございます。土木費で801土木総務費、840都市計画総務費、いずれも人事異動等に係る人件費の補正となります。建設課に係る部分は以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第13号 令和6年度箕輪町一般会計補正予算（第2号）のうち建設課に係る部分につ

いて、原案どおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。

続いて、議案第19号 箕輪町町道の認定についてを議題といたします。説明を求めます。小沢課長お願いします。

○小沢建設課長 それでは、議案第19号 箕輪町町道の認定についてでございます。本日、午前中に現場を確認していただいたところでございますけれども、改めまして説明させていただきます。町道499号線として認定をお願いするものであります。起点側が箕輪町大字中箕輪1万616番地1の先、終点が箕輪町大字中箕輪1万615番地11の先となります。延長128.7m、幅員は6.00から6.08mであります。起点側がちょうど351号線に接続し、町道405号線、途中交差していたところですが、と交差をいたしまして、終点側が再び町道351号線に接続するといった通り抜け可能な道路であります。よろしく願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。質疑はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑はありません。

1点ちょっとお聞きしたいんですけども、同じこの町道351号から入って出ていくというようなものについて、起点と終点はどうやって決められるのでしょうか、すみません、教えてください、お願いします。

○小沢建設課長 351号線の起点があの道路の東側にあります。終点が西側でございます。今回は東側を起点といたしまして、西側の接続部分を終点としてございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 それはどうやって決めるんですか。東で、351号起点が東側なんだ、なるほど、ありがとうございます、そういうことなんですね。すみません。

ほかに特に質疑はないようですので、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第19号 箕輪町町道の認定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議ありませんので、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、その旨を本会議で報告いたします。議案については以上でよろしいですか。

【建設課 終了】

【⑦水道課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会審査を行います。水道課に係る部分についてを議題といたします。

最初に、議案第11号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。藤澤課長

○藤澤水道課長 それでは、議案第11号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。提案理由につきましては下水道法施行令の改正に伴い、排除する下水の水質基準を改正するもののほか所要の改正を行うものですということで、本会議場でもちょっと説明させていただいたとおりで、標準下水道条例、全国の市町村の参考になるようなものを国でつくって、その改正をされて、ほかにも各下水道法の改正がなされてきた中、それをきっかけに当町の条例を見直した結果、追加するもの、それから文言的に修正をするもの、文章を書き足すもの等が主となっております、これでどうだと大きく変わるものではございません。情報に基づいておりますし、その中で運用もされていきますので特に問題はないというものでございますけれど、おめくりいただきまして4ページの新旧対照表でいま一度ちょっと説明させていただければと思います。4ページでございます。改正案になりますけれど、第2号につきまして、用語の定義で下水道を、を追加させていただいております。その下3号になりますけど、公共下水道について、アンダーラインの部分になりますけど、書き足しをさせていただいております。第4号でございますけれど、終末処理場について追加をさせていただいております。第5号の排水区分についてはアンダーライン、公共下水道ということで書き足しをさせていただいております。第7号で排水設備については、排水渠の渠を平仮名に変えさせていただいております。

おめくりいただきまして5ページになりますけれども、こちら第8号特定施設、前からあったんですけど、文面的にちょっと書き足しをさせていただいております。第9号についても除雪施設も同様でございます。第10号の特定事業場につきましては追加をさせていただきました。その下の排水施設の構造等の基準から下についても排水渠の渠を平仮名に変えたものでございます。6ページをご覧ください。こちらは欄が1列増えて、右側になりますけど、勾配を追加させていただいております。管の傾斜具合の標準を示したものになりますけど追加させていただいております。それから、第9条については指定工事人から指定工事店のほうに改めさせていただいております。下のほう、特定事業所につきましては水質について、前から水質基準、アンモニアがなかったわけではなくてあったんですけど、町の条例上ちょっとなかったの、ここで追加させていただいております。おめくりいただいた7ページの6号の窒素含有量、あと7号のリン含有量につきましても同様でなかったものを追加させていただいております。その下の場外施設についても水質に関するもので同様でございます。8ページでございますけれど、現行で第2項になりますけれど、50m<sup>3</sup>未満を20m<sup>3</sup>未満と改めさせていただいております。その下につきましては繰下げ等によ

る下水道法令と呼ぶという形で既に読み替えておりますので、そういった修正、訂正をさせていただきます。議案第11号につきましては以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますでしょうか。南委員

○3番 南委員 7ページの現行左側の(7)のヨウ素消費量のところは別に変更がなく、改正案はそのままなので略されているというだけですね、この中、略にするものだったのかなとか思って、(7)はどうなったのか。その前と何か違うのかな、変えたのか、でも多分変えるとしたらこのヨウ素を平仮名にするんじゃないかなと思うんですけど。

○藤澤水道課長 ご指摘どおりで、ここアンダーラインでなる必要はないですね、変わりなく。

○12番 中野委員 じゃあ略じゃないということ。

○藤澤水道課長 略でいいということですね。この原稿でのアンダーラインの表記が要らない。

○3番 南委員 でも、管渠を平仮名にするんだったら、今の時代このヨウ素のヨウは使わないかなと思うんだけど。

○藤澤水道課長 改正案のほうが間違っていればあれだけど、原稿が間違っているというか。

○3番 南委員 平仮名じゃなくて片仮名ね。

○藤澤水道課長 そう、片仮名ね、ヨウ素。

○3番 南委員 直すんだらついでに片仮名で直しちゃえば。

○10番 金澤委員 質疑というほどじゃないけど、5ページから何か所かあるけど、暗渠とか開渠という字は今でも漢字を使うんだよね。これだけが漢字から平仮名に変わった理由は何か。

○藤澤水道課長 漢字で管渠を使います。ただ、標準水道条例でいくと平仮名できよにされているので、そこに合わせたという形。

○10番 金澤委員 暗渠排水とか開渠というのは今までどおり漢字を使うんだよね。

○藤澤水道課長 漢字を使っている場合もありますので、下水道のこの場合については統一で平仮名となって。

○13番 岡田総務産業常任委員長 渠の漢字というのは町内の条例の中でも混在しているということですね。

○藤澤水道課長 工事名とかでも管渠で漢字とかを使っていますので、ここの標準条例があるのでそこには合わせておいて平仮名に変えおくと、平仮名表記させていただくということです。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ちょっと1点、私はこの中で指定工事人を指定工事店に改めるところがあります

けども、町内ではもう個人事業主として指定されている方がいらっしやらないという判断でよろしいでしょうか、すみません。

○藤澤水道課長 すみません、言葉の違いだけで同じです、工事人も工事店も町の許可を得て工事ができるようになっていきますけれど、様式等もろもろで指定工事店とさせていたでいるので、工事店に変えさせていただいたほうが通りがいいといたしますか、現状に合っているという形で変えさせていただいています。

○13番 岡田総務産業常任委員長 特別そうすると個人事業主、例えば個人事業主の方がそういう指定工事人としてされていた方が排除されるということはないということでしょうか。

○藤澤水道課長 おっしゃるとおりです。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ないようですので質疑を打ち切ります。

討論に移ります。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第11号 箕輪町下水道条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 異議ないものと認め、可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。

続いて、議案第12号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、課長より説明を求めます。藤澤課長

○藤澤水道課長 それでは、議案第12号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、箕輪町下水道事業として公共下水道事業の運営と一体で行われる農業集落排水事業について、箕輪町下水道条例の改正に伴い所要の改正を行うものがあります。公共下水道のほうを見直したので、農集も一体として行っているものですから、言葉をちょっとそろえようというものが主なものになっております。それでは、引き続き新旧対照表のほうで確認いただければと思います。一番上の改正案となりますけれど、第2条の2を追加しております。汚水と雨水の分類について追加させていただいております。

ちなみに現行の2条が設置に関することを書いてありまして、2の2で汚水と雨水の分流ということで触れさせていただいております。その下ですね、用語の定義になります、第4条ですけど、汚水について文言を見直しさせていただいております。第5号の排水設備についても同じで文言でございます。第6号の使用者についてもアンダーラインとなりますけ

れど見直しをさせていただいております。3ページ下のほうも排水設備ですけど、排水設備等排水設備と改めさせていただいております。以降、文言の修正となっております。4ページの中段になりますけど、悪質汚水の排除の制限というものは先ほどの下水道条例の11条、16条の水質に関する書き込みについて、農集のほうでも、農業集落排水のほうでも入れ込んだというものでございます。下のほうになりますけれど、下から5行目、2項の町長申請に対して当該工事に関する利害関係人の承諾書等の提出を求めることができるを追加させていただいております。あとは同じように文言でございます。こちらも同様に指定工事人から指定工事店等に変更させていただいておりますのでご確認いただければと思います。議案第12号についての説明は以上であります。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。議案第12号 箕輪町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、本会議でその旨を報告いたします。

続いて、議案第17号 令和6年度箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)について、担当課長より説明を求めます。藤澤課長

○藤澤水道課長 それでは、議案第17号 令和6年度箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

1ページをご覧ください。本会で説明させていただいたとおりでございますので、お進みいただきまして6ページの補正予算実施計画明細書をご覧ください。収益的支出になります。こちら営業費用の総係費でございますけれど、2節の手当から7節の法定福利費、引当金繰入額まで人事異動に伴う補正でございます。補正予定額22万2,000円の増額でございます。7ページをご覧ください。資本的支出になります。資本的支出、建設改良費の排水設備工事費でございますが、27節の工事請負費でございます。363万円の工事費の増額でございます。こちらの福与配水池、福与公民館の前にある配水池のさらに上のほう、郷沢地区にある郷沢配水池、福与の配水池から郷沢配水池に水を送っているんですけど、そのポンプに異常がありまして、急遽取替えの工事を行うということで増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5目の老朽管更新事業でございますけれど、こちら1節の給料から6節の法定福利費までは人事異動に伴う減額になりますけれど、補正でございます。18節の委託料につきましては302万1,000円の増額となっております。こちら重要給水施設の耐震化の排水工事、排水管の工事を行っておるんですけれど、こちらの予定箇所を工法を決定するための土質調査、ボーリング調査になるんですけど、必要が生じたということで、大原配水池、絵が描いてある配水池の下のところ、中央道の下に西天が通っているんですけど、西天を推進の工法で抜こうと思います。推進というのは開削という上から掘上げる工事じゃなくて、両側、両方向で穴を掘って、そこはもう裏じゃないんですけど、土の中を掘り進むような形で行いたいと思います。推進工というものでやるのに水質、土質についての調査が必要だと。その土質をもって工法を決めたいということで調査費の増額をお願いするものでございます。お進みいただいて8ページは給与費明細書でございますので、ご確認いただければと思います。議案第17号につきまして、説明は以上でございます。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますでしょうか。よろしいですか。

ちょっとお聞きしたいんですけども、その工事費ですけども、福与の配水池から郷沢にポンプアップしているということなんですか。藤澤課長

○藤澤水道課長 おっしゃるとおりで、福与の配水池100%企業団広域水道用水、ダムの水、企業団に行った水を100%受水していまして排水しています。その上にある郷沢配水池、さらに高いところに自然流下で水を配るための配水池がありまして、福与の配水池からポンプアップで水を送っているものになります。2台あるうちの1台、不具合が生じておりまして、取替えが必要だということでお願いするものです。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしいですか、ほか。特になければ質疑を打ち切ります。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑なしと認め、討論を行います。討論ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論ありません。

採決を行います。議案第17号 令和6年度箕輪町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。

続いて、議案第18号 令和6年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第1号)について説明を求めます。藤澤課長

○藤澤水道課長 それでは、議案第18号 令和6年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第1

号)についてご説明申し上げます。

下水1ページでございますが、本会議場で説明させていただきましたとおりですので、おめくりいただきまして5ページの補正予算実施計画明細書で説明させていただきます。

5ページで営業費用、5目の総係費でございますが、1節の給料から7節の法定福利費、引当金繰入額まで人事異動に伴う増額補正でございます。おめくりいただきまして6ページになりますが、こちら資本的支出になります。資本的支出の建設改良費、1目の施設整備費でございますけれど、1節の給料から6節までの法定福利費につきまして人事異動に伴う増額補正でございます。7ページは給与費明細書でございますので、ご確認いただければと思います。議案第18号についての説明は以上です。

○13番 岡田総務産業常任委員長 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論に移ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 討論はありません。

それでは、採決を行います。議案第18号 令和6年度箕輪町下水道事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○13番 岡田総務産業常任委員長 ご異議なしということで、原案のとおり可決すべきものと決しましたので、本会議でその旨を報告いたします。議案については以上でよろしいですか。

【水道課 終了】

#### 【⑧会計課】

○13番 岡田総務産業常任委員長 休憩前に引き続き委員会を再開したいと思います。

議案第13号については人件費のみということでよろしいんですかね。ということで、一応審査という形で、委員会審査も総務課のほうで済ませているということでご承知おきいただきたいと思います。

それでは、最初に、最初にというか、課も新しく人事異動もあったということでちょっと自己紹介も兼ねてお願いしたいと思います。

○柴宮会計管理者 すみません、座ったままで失礼します。この4月から会計管理者として会計課で仕事をしております柴宮です。よろしくお願いいたします。

○井上会計係長 会計課、会計係長として会計課のほうに異動になりましたと井上と申します。よろしくお願いいたします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 よろしくお願ひします。

特に議案がないということですので、このまま協議会に入りたいと思ひます。

【会計課 終了】

【⑨議会・監査委員事務局】

○13番 岡田総務産業常任委員長 休憩前に引き続き委員会審査を再開したいと思ひます。

議案第13号については特に人件費のみということによろしいですか、議案第13号についての説明はよろしいでしょうか。

○三井議会事務局 総務課のほうで人件費の中で一括して説明があったかと思ひますので、議会事務局につきましては、補正予算は人件費以外ございませんので、よろしくお願ひします。

○13番 岡田総務産業常任委員長 ありがとうございます。じゃあほかの課と同じように総務課の範囲で可決すべきものということで、総務課のほうで決していますので、その旨を報告いたします。ありがとうございました。

【議会・監査委員事務局 終了】

午後5時 閉会